

煙草と罰金 & 税金

タバコはナス科の一年草の重熱帯性植物です。日本でのたばこの製造は日本たばこ産業 (JT) のみが行っており、葉タバコの栽培はたばこ事業法の定めによって、JTと契約した農家だけが原料用として栽培することができ、契約農家には種子が無償で配布されます。また、たばこ事業法は原料として使用できないものを除き、農家が売り渡す葉タバコ全量の購入をJTに義務づけています。

たばこが専売制度になっていることから、その密造密売を取り締まることのための懲役を含む刑罰があります。また、未成年者へのたばこ販売者、未成年喫煙を制止しなかった親権者に対しても、未

成年者喫煙禁止法により罰金課税が課されます。

さらに、最近は喫煙の仕方についての罰金もできています。路上喫煙禁止条例や歩きタバコ禁止条例です。50近い市町村に存在します。

シンガポールはたばこ喫煙に昔から厳しいので有名でしたが、今ではさらに、国内へのたばこの持込みでは、たばこ1本から課税対象としており、空港等の税関で無申告通過するとただちに、40万円近い罰金を徴収されます。

たばこの代金の過半が税金ということはなんとなく想像がつかます。1箱300円の場合、63.1%の約189円が税金だとJTのホームページにあります。

たばこが健康に悪いと言われて続けながら、国や地方の大きな税収となっているので、たばこ税の増税は常に税収を維持することを配慮しつつなされているように見受けられます。平成間で耕作面積が6割に減っているにも拘わらず、2.2兆円余の税収は維持され続けていることをみると、禁煙者をほどほどに増やしつつ、喫煙継続者に少しずつ負担の過重を強いている、といえそうです。

たばこ諸税は間接税なので、喫煙者が税金を実質的に負担するものの、納税はしません。たばこ税とたばこ特別税は国税で、たばこ税法及びたばこ特別税創設法にJTを納税義務者とし出荷時に課税と書かれており、都道府県税、市町村税としてのたばこ税は地方税法に、小売店のたばこ屋さんが納税義務者で、仕入時に課税と書かれています。

今年も半ば。「黒字倒産」が増えているそうです。財務諸表上では利益を出していても、手元のキャッシュが不足すれば、やがて倒産に至ります。売上代金が未回収でも、売上は計上され、帳簿上利益が出ていれば納税せざるを得ません。収益と収入とは違います。キッチンとした資金計画を立てる上で、売掛金の管理、回収は最も重要なことです。
5日芒種、21日夏至。



下戸は酒の害をしれども、酒の利をしらず。
上戸は酒の利をしれども、酒の害をしらず。

(読本作家 滝沢馬琴)

6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税基準額の通知 (税務署長より)	15日		
○4月決算法人の確定申告	30日	○4月決算法人の確定申告	
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告	
		○個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。